

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条 第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条・第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>（役員）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条 第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条・第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員</p> <p>（役員）</p>

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の環境大臣の要求)

第十三条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(緊急の必要がある場合の環境大臣の要求)

第十二条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
(略)	名称	(略)	名称
(略)	根拠法	(略)	根拠法
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立環境研究所法 （平成十一年法律第二百十六号）	(略)	(略)